

# 加子母 B&G 海洋センター

## 指定管理者募集要項

令和6年7月

中津川市定住推進部加子母総合事務所  
(中津川市文化スポーツ部生涯学習スポーツ課)

## 「加子母 B&G 海洋センター」指定管理者募集要項

次のとおり標記公の施設「加子母 B&G 海洋センター」の指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

- (1) 名 称 「加子母 B&G 海洋センター」
- (2) 所 在 地 「岐阜県下呂市御厩野 3015 番地 102」
- (3) 設置時期 「昭和63年5月」
- (4) 施設概要
  - ① 敷地面積 「13,176㎡」
  - ② 建物概要 鉄筋コンクリート（一部鉄骨）  
体育館…アリーナ・トレーニングルーム・ミーティングルーム・事務所  
プール…25m（プール6コース）・幼児用プール
- (5) 利用者数  
令和3年度 5,439人、 令和4年度 7,442人、 令和5年度 7,532人  
※施設の詳細については、別冊「指定管理者の業務仕様書」を参照してください。

### 2. 業務の範囲

- (1) 加子母 B&G 海洋センターの使用の許可（受付）等に関する業務。
- (2) 加子母 B&G 海洋センターの使用許可の取消し等に関する業務。
- (3) 加子母 B&G 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、加子母 B&G 海洋センターの運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。  
※業務の詳細については、別冊「指定管理者業務仕様書」を参照してください。

### 3. 指定予定期間

令和7年4月から令和12年3月まで

（指定予定期間中における業務の範囲や実施などに関する細目的事項は、指定管理者と中津川市との間で協議のうえ、基本協定を締結します。また指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、中津川市と年度協定を締結します。）

### 4. 指定管理業務に要する経費等

- (1) （利用料金制を採用し一部指定管理料を支払う場合）

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金については、中津川市が条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、指定管理者が定めることができます。また、利用料金については、一定の場合、減免することができます。施設の管理業務に要する経費の見込額から、利用料金収入見込額を引いた額を指定管

料金として支払います。

(指定管理料＝管理業務に要する経費－利用料金収入)

■ 利用料金等減免の補償（上記の（１）の場合で、利用料金等減免を補償する場合）

使用料には、政策的に減免をしているものがあります。中津川市が使用料を減免している基準は指定管理者の利用料金においても同様の取り扱いをしていただきます。このため、減免により指定管理者の収入が減収になることから、減免相当額を中津川市が補填します。

なお、利用料金の減免実績は、指定管理者業務仕様書の参考資料を参照してください。

■ 必要な経費を補償する精算制度の場合で、精算制度を取り入れる場合

毎会計年度終了後、管理運営費の支出の内訳を明らかにした精算書を提出し、中津川市の承認を受けていただきます。

また、中津川市の都合や自然災害等の不可抗力の場合や原油高騰など社会経済情勢の変化で管理経費が想定外に上昇し、指定管理者の経営努力の範囲を明確に超えると判断される場合などは、市民の施設利用に支障がでないよう発生費用の負担について中津川市と指定管理者で協議します。

## 5. 応募資格

応募できるものは、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合はその処分の日から 2 年以上経過していること
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定の適用を受けたことがある場合は、更生手続きまたは再生手続きを終了していること
- (4) 中津川市及び下呂市から競争入札に係る指名停止を受けていないこと
- (5) 暴力団およびその統制下にある団体または構成員でないこと
- (6) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体または構成員でないこと
- (7) 税を滞納していないこと
- (8) 中津川市及び下呂市に対して債務不履行がないこと
- (9) 市長、副市長、中津川市議会議員、中津川市指定管理者制度の導入に関する基本指針（平成 20 年 12 月 15 日制定）第 9 条に規定する指定管理者選定委員会の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が会長、副会長、社長、代表取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他のこれに準ずる常勤の役員の就任していないこと（ただし、市長又は中津川市議会議員が無責任社員等で、中津川市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので 2 分の 1 以上を出資している法人及び外郭団体は除く）
- (10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的としないこと
- (11) 政治上の主義を推進し、指示し、またはこれに反対することを目的としないこと
- (12) B&G 財団が認定するアクアインストラクター、アドバンストインストラクター、センターイン

ストラクターいずれかの免許状の写し（有資格者がいない場合は、直近の B&G 財団が主催する資格取得のための研修会に参加する旨の確約書）を提出できること。

※応募資格に該当しない（虚偽の申請の）場合には、指定の取り消しを行う場合があります。

## 6. 応募に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類(原則 A 4 版)

- ① 当該施設の管理に係る事業計画書（申請様式 1）
  - ② 当該施設の管理に係る収支予算書（申請様式 2）
  - ③ 管理運営費明細書（令和 7 年度～令和 11 年度まで各年度 1 部ずつ）（申請様式 3）
  - ④ 応募団体概要調書（申請様式 4）
  - ⑤ 当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
  - ⑥ 法人は、当該法人の登記事項証明書
  - ⑦ 応募団体の直近の事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の決算報告書
  - ⑧ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等申請団体の概要が分かるもの
  - ⑨ 納税証明書（完納証明書）の写し
    - 法人は、国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納税額が無い証明用）
    - 本店（権限を委任する場合は委任先）の所在地における、市町村税の完納証明書
- ※完納証明が発行されない自治体の場合は、（法人）市民税及び固定資産税の納税証明書（直前 1 年分）を添付してください。
- ⑩ 誓約書（申請様式 5）
  - ⑪ その他の団体は役員の名簿及び履歴書
  - ⑫ 委任状（指定管理の権限を支店等の長に委任する場合）（申請様式 6）
  - ⑬ B&G 財団が認定するアクアインストラクター、アドバンストインストラクター、センターインストラクターいずれかの免許状の写し（有資格者がいない場合は、直近の B&G 財団が主催する資格取得のための研修会に参加する旨の確約書）
  - ⑭ その他市長が必要と認める書類

※申請日において、「岐阜県・市町村共同入札参加資格（建設工事）（測量・建設コンサルタント等の業務）」又は、「中津川市入札参加資格（物品・その他）」において、中津川市より「入札参加資格者名簿への登載について（通知）」を受けている場合は、⑥の法人は、当該法人の登記事項証明書及び⑨の納税証明書（完納証明書）の写し、⑪のその他の団体は役員の名簿及び履歴書を提出する必要はありません。

※申請書等の様式は、中津川市のホームページからダウンロードできます。

※複数の法人・団体により構成するグループによる応募は可能です。別途様式が必要となりますので、「8. 応募の受付場所」となる担当窓口へ問い合わせください。

## 7. 応募の受付期間

(1) 応募期限

令和6年9月27日（金）午後5時15分まで（必着）

（土曜日及び日曜日・祝日・年末年始を除く。）

## （2）受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※現場説明会は実施しません。

必要に応じて現場はご案内しますので、事前に電話等で連絡してください。

※質疑がある場合は、所定の様式（質問票）により、令和6年9月13日（金）までにFAXまたは電子メールに添付して提出してください。（令和6年9月20日（金）までに、書面で回答します。）

## 8. 応募の受付場所

- 〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1-1

生涯学習スポーツ課（中津川市文化スポーツ部）

電話：（0573）66-1111 ファックス：（0573）65-5795

- 〒508-0494 岐阜県中津川市加子母3519番地2

加子母総合事務所（中津川市定住推進部）

電話：（0573）79-2111 ファックス：（0573）79-2700

※提出部数は1部です。持参もしくは郵送（受付期間必着のこと。）してください。応募に係る費用は、応募者の負担とします。なお、提出された書類等は返却しません。（FAX等による受付は致しません。）

## 9. 申請の取下げ

申請書類の提出後から指定管理者選定委員会開催前までに、申請を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上辞退届を持参により提出してください。

## 10. 選定基準、選定方法

### （1）選定基準及び視点

- ① 施設の設置目的が達成できること。

ア 指定管理業務仕様書と事業計画書等との整合性はとれているか

イ 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか

ウ 要望・苦情等への対応策は十分か

エ その他応募者の独自の提案があるかなど

- ② 市民の平等利用が確保されること。

ア 市民の平等利用の確保策（差別的な取扱いの禁止など）

イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か

ウ 施設運営に関するモニタリングなど

- ③ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理が行われると認められる事業計画であること。

- ア 市民サービスの向上策は十分か
- イ 市民サービスの低下を招かない経費縮減策（提案額）
- ウ 類似施設等での業務実績はあるか
- エ 施設の広報計画が適切に行われるか
- オ 施設の利用促進などに関する企画力・意欲・姿勢はどうか
- カ その他応募者の独自の提案があるかなど

④ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

- ア 職員の配置計画・研修計画は適切か
- イ 法人の財務状況は良好か
- ウ 個人情報の保護対策は十分か
- エ 安全管理の対策は十分か
- オ 緊急時の対応策は適切か
- カ 業務委託の状況はどうかなど

(2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は令和6年10月中旬頃を予定しています。日時等詳細は後日メールにて連絡します。

## 11. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和6年10月下旬をめぐり、選定結果を文書にてお知らせします。

なお、指定管理者は、中津川市議会の議決を経て決定（指定）されます。

※ 議決後、業務執行上必要となる事項を、中津川市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※ 協定内容の詳細については、別冊『指定管理業務仕様書』を参照してください。

## 12. 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。当該申請書類に不足がある場合、提案内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部もしくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあつては、審査の公正を期すため、その補正を認めません。

なお、当該申請書類は、中津川市情報公開条例（平成25年条例第28号）の定めによる公文書公開請求の対象となるものであり、個人に関する情報その他の同条例第7条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。

## 13. 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理の指定には、中津川市議会の議決が必要です。選定後、中津川市は指定管理候補者とすみやかに仮協定を締結します。指定管理者に指定する議案を議会へ提案し、可決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

中津川市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項について、申請時に提出

した事業計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

#### 14. 業務の引継ぎ・指定管理の開始について

指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始できるよう、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。

#### 15. 指定管理の選考方法と期間

指定管理期間終了後の指定管理者の選考は、原則として公募による選考方法で行います。期間については、原則3年を予定しています。

#### 16. 申請資格の喪失

指定管理者指定申請時から指定管理の指定を受ける期間において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合、当該申請団体（グループである場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）は、その事実が判明した日から1年間、中津川市における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。したがって、（1）から（6）までのいずれかに該当する申請団体は、申請案件について失格となります。

- （1） 指定管理者の選定委員等に対して、直接又は間接を問わず故意に接触したこと。
- （2） 中津川市に対して、指定管理候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
- （3） 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意見について相談を行ったこと。
- （4） 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容を意図的に開示したこと。
- （5） 申請書類の虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったこと。
- （6） 指定管理候補者の選定を受けた後、辞退したこと。

#### 17. その他

- ・ 売店は指定管理者の業務に含まれません。（別途申請の上、中津川市の許可を受けることとなります。）
- ・ 管理業務等の実施中に故意又は過失により中津川市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入する必要があります。
- ・ 「2.業務の範囲」に記載されている以外の事業（自主事業）については、提案者自らの責任と費用において実施することとします。
- ・ 自主事業については、中津川市と協議の上実施することとなります。提案内容により、中津川市の定める事項の変更が必要となる場合は長期の時間を要する可能性があります。